

「飛鳥・藤原の宮都」に係る世界遺産委員会決議の概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「飛鳥・藤原の宮都」を、評価基準(ii)及び(iii)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
ii	中国大陆や朝鮮半島との交流と仏教伝来を示し、後代にも大きな文化的影響を与えた。
iii	中央集権体制を基盤とした東アジアの古代宮都の形成過程を、飛鳥宮、藤原宮等の立地・レイアウト・関係性・構成の変遷から示す重要な物証である。

(2) 勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 大和三山の藤原京の場所選択における重要性が、インタープリテーション計画において認識され、重要な視覚軸が視界範囲分析と遺産影響評価によって守られることを確実にすること、
 - b) キトラ古墳（資産 018）及び高松塚古墳（資産 019）より取り外された重要な壁画の保存及び原位置復帰に関する科学研究を継続すること、
 - c) 藤原宮跡（資産 013）の史跡指定のできるだけ早い完遂のために、必要な協議プロセスを継続すること、
 - d) シリアル資産全体の具体的なリスクへの備え及び危機対応戦略を策定し、管理システムを通じて実行すること、
 - e) 近傍の交通がその保存に影響を与え得る資産について、振動を監視すること、
 - f) すでにあるインタープリテーション戦略を基に、実施方針・計画をさらに改善し実行すること、
 - g) 地元住民及び社寺の利用者の権利が、どのように管理計画に効果的に組み込まれるのか明確にすること。